

ポーランド週報

(2023年1月19日～2023年1月25日)

令和5年(2023年)1月27日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「キャンパス・アカデミー」の開催 第1回「ポーランド2050」全国集会の開催 プルラ上院議員の死亡 コシニャク＝カミシュ「農民等」(PSL)党首のインタビュー記事 EUがポーランドに科している罰金に関する憲法法院審理の延期 アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所解放78周年記念式典にロシアは招待されず ラウ外相のリトアニア訪問 ラウ外相のEU外相会議出席 ドゥダ大統領とゼマン・チェコ大統領との会談 ラウ外相のG7+外相会合ビデオ会議参加 レオパルト2戦車のウクライナへの供与に関するポーランド政府高官の反応								【お願い】 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5000 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ベラルーシ側からの新たな移民流入に関する政府高官の注意喚起 カトヴィツェ発の航空機に対する爆破予告事案 ワルシャワ発の航空機がクラクフ空港に緊急着陸								
経済 2022年起業家部門平均給与水準前年比13%増 ポーランド年金、2060年には給与の24.6% 2022年国庫債務額1兆2,400億ズロチ 2023年インフレ率予測 2022年12月平均給与水準7,330ズロチ ポーランドで最も優れた雇用主に武田薬品工場が認定 国営石油・ガス会社による投資計画 政府閣僚、今後数か月以内に第3の原子力発電所立地地域を選定 国営電力会社、地下送電線整備を加速 ワルシャワ、大気汚染対策としてクリーン交通ゾーン導入を発表 国営石油・ガス会社、米企業と液化天然ガスの長期契約を締結 気候・環境省、二酸化炭素回収・貯蔵 CCS を促進								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

「キャンパス・アカデミー」の開催【20～21日】

20日から21日にかけて、チヤスコフスキ・ワルシャワ市長がイニシアティブをとる社会イベント「キャンパス・アカデミー」がビドゴシュチュ(Bydgoszcz)で開かれた。元外相であるシコルスキ欧州議員やウクライナ・リヴィウのサドヴィ市長などが参加し、議論を交わした。これは、昨年8月にオルシュティン(Olsztyn)で行われたイベント「キャンパス・フューチャー・ポーランド」に続くものであり、本年は「キャンパス・アカデミー」を5回開催するほか、第3回「キャンパス・フューチャー・ポーランド」も開かれることになっている。

第1回「ポーランド2050」全国集会の開催【21日】

21日、第1回「ポーランド2050」全国集会がウッチで開かれた。党首に選ばれたホウォヴニヤ代表は、野党の選挙立候補者名簿について、決定が下されるのは2月になる見込みであり、すべての選択肢がテーブルの上にあると明かした。

プラ上院議員の死亡【21日・23日】

21日、上院は、カトヴィツェ選出のプラ上院議員(「市民プラットフォーム」(PO))が死亡したと発表した。同議員は、インフルエンザの合併症のため数日間入院していた。23日、国家選挙委員会(PKW)は、カトヴィツェ選挙区における補欠選挙は行われないと発表した。これに伴い、同議員の議席は本年秋の議会選挙まで空席になる。

コシニャク＝カミシュ「農民等」(PSL)党首のインタビュー記事【23日】

23日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、コシニャク＝カミシュ「農民等」(PSL)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、PSLと「左派」のイデオロギーの違いに鑑み、野党が選挙立候補者の統一名簿を作っても意味がないと述べた。また、野党が2本の名簿を作るよう訴えかけ、最高裁判所法改正案の採決における投票行動は名簿作成に関する意思決定に確実に影響を及ぼすと付言した。さらに、決定を下すタイミングについて、遅すぎても早すぎてもいけないとし、交渉は現在進行形であり、いずれ決定が下されるだろうと述べた。

EUがポーランドに科している罰金に関する憲法廷審理の延期【24日】

24日、憲法廷は、EUがポーランドに科している罰金が憲法に適合するか否かに関する審理を3月21日まで延期すると発表した。本件事案は、ジョブロ法相兼検事総長が2021年11月に審理を付託したことに端を発しており、これまで幾度にわたり審理が延期されてきた。最高裁判所規律部を巡ってポーランドに科された罰金は現在も積算されており、現時点での総額は約4億5,000万ユーロである。

アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所解放78周年記念式典にロシアは招待されず【25日】

25日、アウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館は、27日に開かれる強制収容所解放78周年記念式典のゲストについて、ロシアによるウクライナ侵略により、ロシアの代表は招待されていないと発表した。例年、ロシアは式典に出席し、代表者がスピーチを行っていた。

外交・安全保障

ラウ外相のリトアニア訪問【19～20日】

19日から20日にかけて、ラウ外相は、リトアニアを訪問し、リトアニア外務省が毎年開催する雪会議(Snow Meeting)に参加した。会談では、特にロシアによるウクライナ侵略を踏まえて、地域および大西洋の重要な安全保障問題について話し合う機会が設けられた。ラウ外相は、ウクライナへの軍事的・経済的支援を量的にも質的にも緊急に拡大する必要がある、と強調した。

ラウ外相のEU外務理事会出席【23日】

23日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されているEU外務理事会に出席した。主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略であり、ラウ外相は、軍事援助、特に近代戦車の急速な増強が必要であると強調した。また、アフリカ・サヘル地域での協力についても議論

された。

ドゥダ大統領とゼマン・チェコ大統領との会談【24日】

24日、ドゥダ大統領は、ポーランドとチェコの国境の町ナーホトにおいて、ゼマン・チェコ大統領と会談した。会談の主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略に起因する安全保障課題、二国間協力、地域間協力であった。

ラウ外相のG7+外相会合ビデオ会議参加【24日】

24日、ラウ外相は、ビデオ会議形式で実施されたG7+外相会合に参加した。会合は米国の主導で実施され、ウクライナへのエネルギー支援が主な議題となった。

レオパルト2戦車のウクライナへの供与に関する

ポーランド政府高官の反応【25～26日】

25日、独は、ポーランドを含む第三国からのウクライナに対するレオパルト2戦車の供与を承認した。ポーランド政府は、ウクライナに同戦車を供与するため、生産国である独の承認を求めていた。独の決定に対し、モラヴィエツキ首相は、「ウクライナにレオパルトを供与するという決定は、ロシアを止めるための

大きな一歩である。力を合わせれば、我々はより強くなれる。」とツイートした。また、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、オースティン米國務長官とウクライナに対するポーランドと米の新たな軍事支援計画について、ピストリウス独国防大臣と戦車の供与についてそれぞれ話し合った。

治 安 等

ベラルーシ側からの新たな移民流入に関する政府高官の注意喚起【22日】

22日、ジャリン特務機関調整担当副大臣は、新たにクウェート発モスクワ着の航空便が開設されるというジャジーラ航空の発表を受け、ベラルーシ側からより多くの移民が流入する可能性があるなどと述べた。さらに、同副大臣は、ロシアが航空経路について更なる新たな経路を開拓する可能性がある旨指摘し、移民の流入をコントロールすることは、第三国の不安定化に利用することもできるなどと述べた。

カトヴィツェ発の格安航空機に対する爆破予告事案【22日】

22日、カトヴィツェ発アテネ着のライアンエアの機体に爆発物が設置したとの爆破予告があった。爆

破予告を受けた時点で当該飛行機は既に飛行中であつたが、ギリシャの戦闘機の支援を受けて、アテネに無事到着したという。ポーランド外務省の報道官は、爆破予告は誤ったものであつたと述べた。

ワルシャワ発の航空便がクラコフ空港に緊急着陸【23日】

23日、ワルシャワ発ドバイ着のフライドバイの航空機がクラコフ空港に緊急着陸した。これにより、同空港は約2時間30分、運営を一時中断し、一部の航空便に遅延が発生した。報道によると、緊急着陸した理由は、機内に危険物があるとの報告を受けたためとのことである。乗客は一時機内から降ろされたものの、同日中にドバイに向けて出発した。

経 済

マクロ経済動向・統計

2022年起業家部門平均給与水準前年比13%増【26日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、2022年の起業家部門(9人以上雇用)の平均給与が前年比13%増となったと発表した(同年のインフレ率の上昇率は前年比14.4%)。この1年間で最も賃金が上昇したのは陸上・パイプライン輸送で、30%上昇した。平均年間総給与は6,650ズロチだった。昨年の雇用が下がった業種は、タバコ、衣料品、アクセサリ、皮革製品で、雇用が最も増えたのは、情報通信(11%以上増)、観光(9%)、製薬会社、運送会社(各6%)だった。

ポーランド年金、2060年には給与の24.6%【25日】

ポーランド開発基金(PFR)は、ポーランドの年金は、不利な人口統計学的要因の組み合わせにより、今後も減少し続けると発表した。同基金データによると、代替率(平均給与と年金の比率)は2010年に62.2%であったものが、2020年には56.4%に低下し、2060年には24.6%まで落ち込むという。IB RiS調査(Radio Zet)によると、定年退職年齢の引き上げに賛成するポーランド人は32.4%で、44.8%は定年を引き下げろべきと考え、20.4%は据え置くべきと考えている。

2022年国庫債務額1兆2,400億ズロチ【23日】

2022年末時点で、財務省が負担する国庫債務は1兆2,400億ズロチに達した。12月だけで約280億ズロチ、2022年全体では約1,000億ズロチ増加した。専門家は、2022年11月末まで国家予算が大幅な黒字だったが、財務省が12月の有利な市場環境を利用して、年末の大型支出や2023年の借入需要の一部を賄おうとした結果であると分析している。

2022年、政府はウクライナ戦争(難民支援)、エネルギー危機(エネルギー給付)、インフレ(インフレ対策)に関連する課題に多くの支出をする必要性に直面したが、一方で財務省がより頻繁に使用している手段は、予算補助金の代わりに国債を様々な公共部門に流した結果、国庫債務とは対照的に、国家支出と赤字は拡大していない。

2023年インフレ率予測【23日】

UCE Research and Higher Schools of Bankingの計算では、2022年の店頭価格は平均19.1%高。砂糖の価格は前年比47.4%上昇。油脂の価格は前年比47.2%上昇、乾物類は前年比27.4%、肉類は25.5%、乳製品は22.4%とそれぞれ高くなった。6割のポーランド人は、今後物価が下がるとは思っていないが、専門家は、イースター以降、20

23年第1四半期末か第2四半期初め頃にインフレ上昇のピークを迎えると予想している。

2022年12月平均給与水準7,330ズロチ【23日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、12月の企業部門の平均給与総額は約7,330ズロチで、11月と比較して470ズロチ増加したと発表した。専門家は、1

2月の賃金の伸びが急激に鈍化したのは、2023年初めに最低賃金の大幅な引き上げが実施されたためと考えられ、雇用主はこの変更に対応した予算を準備していた可能性があるという指摘している。同データは、労働市場の冷え込みの兆候も示しており、家計のインフレ期待の低下と同様に賃金の上昇圧力を弱める可能性がある。

ポーランド産業動向

ポーランドで最も優れた雇用主に武田薬品工場が認定【23日】

日本の製薬会社大手である武田薬品工業は、優れた人事慣行に対し、最も優れた雇用主 (Top Employer Poland 2023, Europe 2023, Global 2023) として認定された。Top Employer は、従業員を最も大切に、最高の雇用水準を提供している企業に贈ら

れる賞で、ポーランドの武田薬品工業は、ワルシャワの武田薬品工業とウッチの武田ビジネス・ソリューションズの両社が同賞を授与した。ポーランドの他の日系企業として、JTIポーランド、ロッテ・ウェデル、トヨタファイナンシャルサービスが優れた雇用主として認定された。

エネルギー・環境

国営石油・ガス会社による投資計画【20日】

国営石油・ガス会社の PKN Orlen は、2023年に340億ズロチの投資を行うと発表した(2022年は170億ズロチ)。同社は低炭素・ゼロエミッションエネルギー及び洋上・陸上風力への投資を継続すると共に、小型モジュール炉(SMR)及び超小型モジュール炉(MMR)建設の設置場所選定を実施する予定(同社が出資する Orlen Synthos Green Energy 社は、GE日立ニュークリア・エナジーの BWRX-300 技術の独占適用権(exclusive rights to the application)を有する。)

以上を投資しており、当該機械が同プロセスを加速化させる。今後数年間で何千もの電線を地下に埋設し、電力供給の安全性と信頼性を向上させると述べた。

ワルシャワ、大気汚染対策としてクリーン交通ゾーン導入を発表【25日】

ワルシャワ市は、2024年7月1日から、市内にクリーン交通ゾーンを導入する予定であると発表した(クラクフは導入済み)。対象は製造から18年以上経過したディーゼル車と27年以上経過したガソリン車で、市街地とその周辺の指定された区域(市中心部の大部分、Wola、Ochota、Saska Kępa の一部、North Praga と South Praga の一部を予定)での走行が禁止される。

政府閣僚、今後数か月以内に第3の原子力発電所立地地域を選定【24日】

政府閣僚はポーランドで3番目の原子力発電所の建設場所と主契約者については、今後数か月以内に決定される見込みであると述べた。現在、ポーランドでは北部のルビアトボ・コパリノ地区(Lubiatowo-Kopalino。国営原子力発電会社PEJが米ウェスティングハウス社(WH)の技術で実施)、中央部のポントヌフ(Patnów。韓国が提案書を作成中。政府の主導ではなく韓国水力原子力、民間電力会社ZE PAC、国営電力会社PGEが実施予定。)で原子力発電所の建設が計画されており、まもなく北部で実施される最初の原子炉建設計画の入札が実施される。同計画には、米WH及び韓国水力原子力(KHNP)、仏EDFが関心を示していたが、WH社の技術を使用することが決定したため、仏EDFは同入札には参加しないと宣言した。

2024年の規制導入時には約2%の車に影響を及ぼす予定。また、同規制を破った場合、500ズロチの罰金が適応される予定である。

国営石油・ガス会社、米企業と液化天然ガスの長期契約を締結【25日】

国営石油・ガス会社 PKN Orlen は、米 Sempra Infrastructure と計2,000万トンの液化天然ガス(LNG)の長期契約を締結した(20年間、毎年100万トン)。最初の供給は2027年に始まる予定で、輸入されるLNGは、ポーランドで再ガス化された後、13億立方メートル(bcm)のガスとなる。同社は、現在8隻のLNGタンカーを開発しており、2隻は年内に運転開始し、2025年までに全てのタンカーが完成する予定。今回の契約により、同社の米国LNGサプライヤーとの契約量は年間約800万トンに増加した。

国営電力会社、地下送電線整備を加速【25日】

国営電力会社PGEは、ポーランド初となる最新型の地下送電線敷設機を購入したと発表した。また、同社CEOは、地下送電線整備に年間10億ズロチ

気候・環境省、二酸化炭素回収・貯蔵 CCS を促進【26日】

気候・環境省は、セメント工場を念頭に二酸化炭素回収・貯蔵 CCS への投資促進を計画している。同省副大臣は、既に地質・鉱業法の改正案(①企業が産業用のCCSへの投資を可能とする、②利用可能

な土地の拡大、③貯蔵容量制限の撤廃など)を作成しており、今国会会期中に成立させたい意向を示した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>**有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>**【予定】日本映画祭【2月10日(金)～12日(日)】**

ポズナンの映画館Kino Pałacoweにて、在ポーランド日本大使館、国際交流基金及び Kino Pałacowe共催「日本映画祭」が開催されます。各映画の入場料は15PLNです。

【上映スケジュール】

2月10日(金)

21:00 『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話』 前田哲監督 2018年

2月11日(土)

15:45 『美しい星』 吉田大八監督 2019年

18:30 『町田くんの世界』 石井裕也監督 2019年

2月12日(日)

15:30 『居眠り磐音』 本木克英監督 2019年

(各作品に英語・ポーランド語字幕付)

開催場所: Kino Pałacowe - Centrum Kultury Zamek w Poznaniu, ul. Święty Marcin 80/82, Poznań

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)